

## 司法修習生に対する十分な経済的支援制度の確立を求める決議

- 1 国会は、本年4月19日、司法修習生に対し、これまでの貸与金に代えて、修習給付金（基本給付金13万5000円、住居給付金最大3万5000円および移転給付金）を支給すること等を内容とする裁判所法一部改正案を成立させた。同年11月から修習が開始する71期から修習給付金の支給が開始されることとなる。
- 2 もともと司法修習生に対しては、戦後、裁判所職員に準ずる扱いを受けて給費制が採用されていた。その目的は、国民の基本的な人権の擁護を担う法曹を国の責任において育てることから、司法修習生の生活環境も国の責任において保障することにあつた。そして、司法修習生は給費制の下で生活環境を保障される一方、修習に専念する義務を課され、修習に専念してきた。さらに、給費が国民の税金によって賄われることから、法曹となる者に国民の権利擁護の期待に応えなければならないという使命感を醸成する土壌ともなっていた。

ところが、誤った受益者負担主義の発想により、2011年11月採用の新第65期司法修習生から給費制が廃止され、貸与制に切り替えられた。

給費制の廃止に伴い、経済的理由で法曹になることを諦める者が増えるなど法曹志願者の減少に拍車がかかり、また、司法修習生からも書籍の購入や課外活動の参加を控えるなど充実した司法修習が困難であるとの声があがるようになった。司法修習を終えて弁護士登録した者の中でも、将来の貸与金の返済に不安を感じ、公益活動を控える者も見られるようになった。

こうした事態をふまえ、日本弁護士連合会、ビギナーズ・ネットおよび司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会などが要請を繰り返した結果、昨年1月の時点で衆参両院の過半数を超える国会議員が司法修習生に対する経済的支援に賛同するに至った。今回の法改正は、関係各層の粘り強い努力と、これを受け止めた国会議員が衆参両院で過半数を超えたことによるものと言える。自由法曹団は、給費制が廃止された当初から給費制の復活を求めてきたところであり、今般の修習給付金制度の創設を関係各位とともに喜びをもって受け止める。

- 3 だが課題はまだ残っている。

修習給付金の額は給費制廃止以前の給費の額に及ばないものであり、充実した司法修習を送るために十分と言えるものではない。また、給費制の下でおこなわれていた共済への加入資格はないままであるなど福利厚生側面が全く不十分なものと言える。日本弁護士連合会による給費制廃止下の司法修習生の生活実態アンケートによれば、住居費の負担のある司法修習生の平均の生活費は月額20万円を超えており、新制度の下でさえも多くの修習生が貸与の申請をして借金を背負わざるをえない状況が続くと見込まれる。したがっ

て、司法修習生が充実した修習を送ることができるよう給付水準の引き上げや福利厚生面の整備が検討されるべきである。

また、創設された修習給付金は、法改正前に貸与制のもとで修習を終えた新第65期から第70期の司法修習生に対し遡及適用されないこととされている。しかし、司法修習生の生活実態に鑑みて修習給付金制度を創設したのであるから、給費制廃止によって経済的負担を強いられた者を置き去りにすることは不公平である。現在、給費制の復活を求めて全国7地裁で8件の給費制廃止違憲訴訟が提起されているが、政府は置き去りにされる者が出ないよう、この点の解決も図り、全国的に提起されている訴訟を和解により終結させる努力をはらうべきである。

- 4 自由法曹団は、残された課題を解決するため引き続き関係各層と連帯して取り組むことを表明し、これを本集会の決議とする。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会